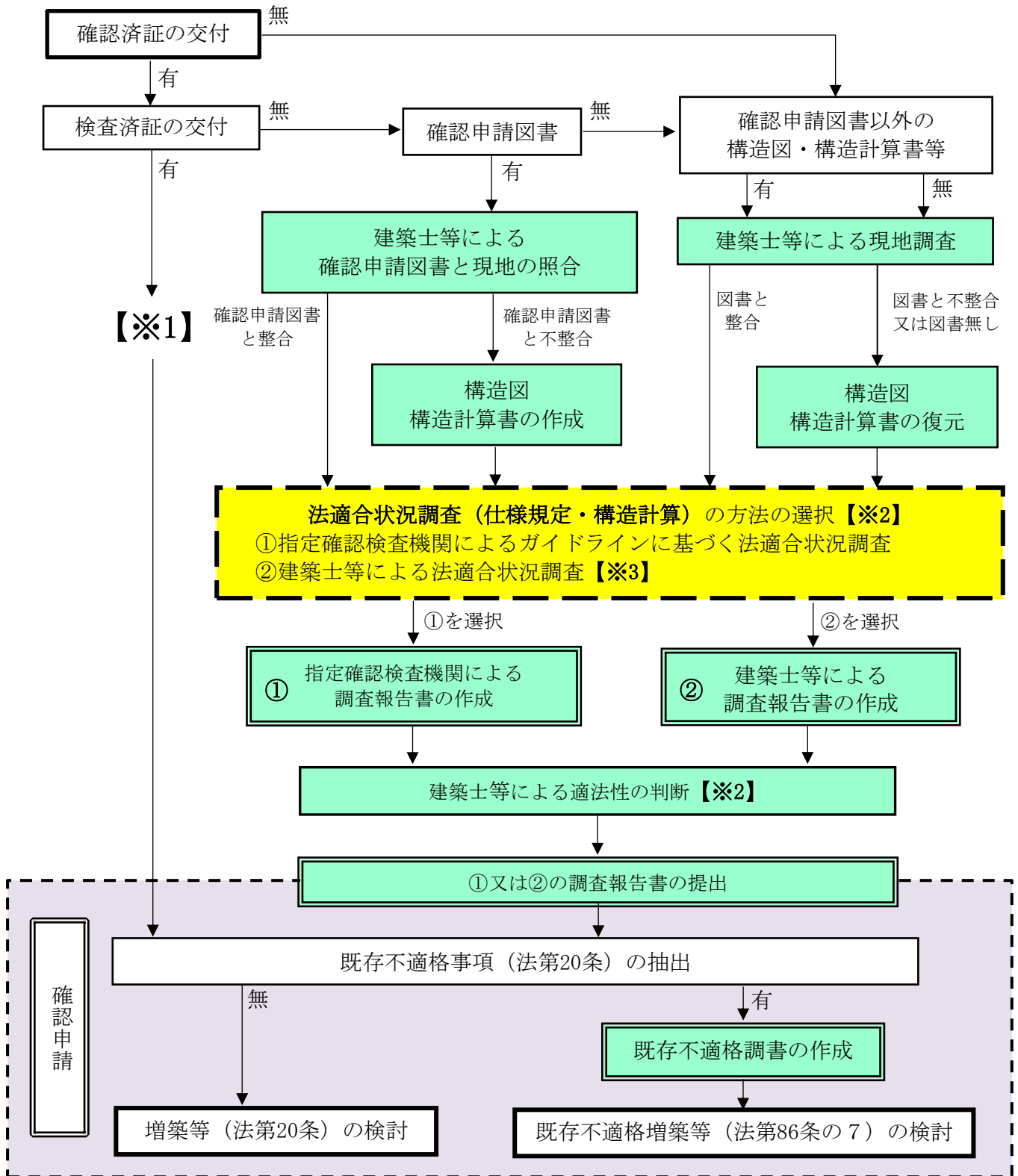


検査済証等の交付を受けていない建築物等のための既存建築物調査等フロー
～法第20条関係～



【※1】・・・検査済証の交付後に、確認申請手続きを必要としない増築、改修、一部除却等があり、構造耐力上影響がある場合は、検査済証等の交付を受けていない場合と同様に法適合状況調査が必要になる場合があります。また、違反と疑われる行為がある場合は、確認申請先に事前にご相談ください。

【※2】・・・法適合状況調査を行い、建築基準関係規定適合に疑義、不適合がある場合は、確認申請先に事前にご相談ください。

【※3】・・・②による場合は、調査報告書の作成方法及び提出時期について、確認申請先に事前にご相談ください。